

平成 2 1 年第4回上里町議会定例会会議録第 2 号

平成 2 1 年 6 月 8 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第42号)上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第43号)上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第44号)上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第45号)上里町下水道条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第46号)上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第47号)平成 2 1 年度上里町一般会計補正予算（第 2 号）について
-

出席議員（ 1 2 人）

1 番	高 橋 正 行 君	2 番	斉 藤 邦 明 君
3 番	納 谷 克 俊 君	4 番	中 島 美 晴 君
5 番	荒 井 肇 君	6 番	新 井 實 君
8 番	高 橋 仁 君	9 番	伊 藤 裕 君
1 0 番	根 岸 晃 君	1 1 番	桜 井 彪 君
1 3 番	桜 井 正 君	1 4 番	小 暮 敏 美 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	山 下 精 治 君
教 育 長	山 下 武 彦 君	総 務 課 長	久 保 勉 君
総合政策課長	高 野 正 道 君	福祉こども課長	飯 塚 邦 男 君
健康保険課長	高 杯 一 美 君	下 水 課 長	岩 田 貞 祐 君
学校教育課長	斉 藤 直 君	図 書 館 長	福 島 雅 之 君
老人福祉センター所長	関 根 信 夫 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	戸 矢 隆 光	次 長	須 田 孝 史
---------	---------	-----	---------

開 議

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 7 町長提出議案第 4 2 号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（根岸 晃君） 日程第 7、町長提出議案第42号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第42号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、提案理由の内容でありますけれども、児童福祉法の改正によりまして、小規模住居型児童養育事業が実施されることとなったことに伴いまして、小規模住居型児童養育事業の対象となる乳幼児について、対象乳幼児から除外をするためのものであります。

また、いま一つは、就学義務猶予が認められた者につきまして、病弱、発育不全等精神的、また、身体的理由により就学できない者のみを乳幼児医療費の支給対象としておりましたが、それ以外の事由によりまして就学困難と認められた者につきまして、支給対象から除外するために本案を提出するものでございます。

概要でありますけれども、小規模住居型児童養育事業とは、児童福祉法第27条第 1 項第 3 号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところによりまして、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められた児童の養育に関し相当の経験を有する者、その他厚生労働大臣が定める者 ― 里親を除くわけでありますけれども ― 住居において養育を行う事業でありまして、その事業の対象となる乳幼児について乳幼児医療費支給対象乳幼児から除外をするものであります。独自の事業対象となるわけであります。

また、学校教育法第18条の規定による就学義務の猶予に係る者のうち、病弱、発育不全及びそれに準ずる状態を除く事由のため就学困難と認められた者について、乳幼児医療費支給対象から除外するものであります。

条文の概要でありますけれども、上里町乳幼児医療費助成に関する条例第 3 条であります、乳幼児医療費の助成対象となる者を規定しておるところでありまして、ただし書きで、助成対

象としない者を規定しております。

生活保護法による保護を受けている者、児童福祉法の規定による里親に委託されている者及び上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例に基づき医療費の支給を現に受けている者、及び上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に基づき医療費の支給を現に受けている者の保護者を除くということでございます。

今回の児童福祉法の改正によりまして、４月１日より新たに小規模住居型児童養育事業の対象となる乳幼児について、対象乳幼児から除外をするものであります。

また、学校教育法第18条の規定による就学義務の猶予に係る者のうち、病弱、発育不完全等精神的、身体的理由により就学できない者のみを乳幼児医療費の支給の対象とするわけでありまして、それ以外の個人的な事由により就学困難と認められる者については、助成対象から除外をするというものがあります。

附則では、施行の期日を公布の日から施行するものとし、経過措置といたしまして、平成21年３月31日に既に受給資格登録がされている対象乳幼児のうち、学校教育法第18条に規定する就学義務猶予者については、この改正条例の施行期日以後も従前の例により対象乳幼児とすることができるように規定を設けたわけございまして、経過措置であります。

以上で、上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の提案の内容の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げますところでございます。

今、申し上げましたとおり、上里町の乳幼児医療費の改正でありますけれども、その中に小規模住居型児童養育事業という名前が出ておりますが、これについては、上里町には該当した事業所はないわけではあります、５人から６人程度の子供をお預かりをして、ファミリー型の養育施設であるということでございまして、１人を預かる里親制度ではないということでございまして、これらにつきましては、児童福祉法のほうの対象になるということでございます。

また、就学猶予につきましては、病弱等々、もう学校行っているわけですから通常はないわけではありますけれども、病弱等の発育不全については認めますけれども、それ以外の身体的事由以外で学校に行かない、就学困難と認められる者については認められないというような内容の改正であるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第42号 上里町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 町長提出議案第 4 3 号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（根岸 晃君） 日程第 8、町長提出議案第43号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第43号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げたいと思います。

提案理由の内容であります。児童福祉法の改正により小規模住居型児童養育事業が創設されたことに伴いまして、支給対象者から除外を行うため上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正するため、御提案申し上げた次第であります。

改正の概要でございますけれども、今回の改正であります。児童福祉法の改正により小規模住居型児童養育事業が創設されたことに伴いましての改正であります。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託された児童は、生活費、医療費とも公費負担されるため、里親と同様に当事業を行う者を養育者の定義から外しまして、当該事業に委託された児童を対象外とするため、関係条例の一部を改正するものであります。

条例の概要であります。第 2 条第 3 項につきましては、「父母及び」を「父母、」に改めるわけでありまして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の下に「第 6 条の 2 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法」を加えるという内容であります。里親と同様に当事業を行う者を養育者の定義から外すものであります。

次に、第3条第2項の第4号につきましては、「児童福祉法に規定する」の下に、「小規模住居型児童養育事業を行う者又は」を加えるものでありまして、当事業に委託された児童を対象外とすることを明確にするための改正の内容であるわけであります。

附則でありますけれども、施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上が上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

内容的には、先ほど申し上げました乳幼児医療費助成事業に関する条例の一部改正と同様の改正であるわけであります。

以上であります。

○議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第43号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第44号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（根岸 晃君） 日程第9、町長提出議案第44号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第44号 上里町重度心身障害者医療費支

給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げたいと思います。

初めに、提案理由の内容であります。児童福祉法の一部改正に伴いまして、小規模住居型児童養育事業を実施する者の支給対象者からの除外と後期高齢者医療制度障害認定者の定義についての明確化を図るため、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正を行うものでございます。

このたびの改正の概要でありますけれども、児童福祉法の一部改正によりまして小規模住居型養育事業が実施されることに伴いまして、小規模住居型養育事業の対象となる重度心身障害者について対象から除外をする規定を追加し、加えて後期高齢者医療制度障害者認定者の定義について、適用根拠の明確化を図るため規定を整備をするものであります。

概要でありますけれども、第2条第1項第3号中、「65歳以上の者」を「65歳以上75歳未満の者」に、また、「受けた者」を「受けている者」に改めます。また、同号の次に、「(4)75歳以上の者であって、高齢者の医療確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)別表で定める程度の障害にある旨の上里町長に認定を受けている者」の1号を加えるものであります。

次に、児童福祉法の一部改正に伴う改正であります。第3条第2項第2号中、「児童福祉法」の下に、「第6条の2に規定する小規模住居型養育事業を実施する者及び」を加えるものであります。

附則でありますけれども、施行期日は公布の日とし、公布の日から施行するものであります。

また、経過措置といたしまして、「この条例施行の際に現に改正前の上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定により上里町長に対する受給資格登録の申請は、改正後の上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定に基づいて上里町長に対してされた受給資格登録の申請とみなす。」と加えたものであります。経過措置であります。従前に受けている者は、そのとおり継続されるということでございます。

以上が上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

以上であります。

○議長(根岸 晃君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長(根岸 晃君) 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(根岸 晃君) ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第45号 上里町下水道条例について

○議長（根岸 晃君） 日程第10、町長提出議案第45号 上里町下水道条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第45号 上里町下水道条例についての提案理由の説明を申し上げたいと思います。

提案理由の内容でありますけれども、生活環境の改善を図る上で必要不可欠な施設である下水道は、汚水の排除の役割に加え、河川の水質保全や下水処理水、下水汚泥等の資源を活用した循環型社会への貢献などの役割をも担っており、ものである。

この利根川右岸流域下水道事業及び公共下水道事業の認可区域の管渠の整備が今年度末で終了し、平成22年4月に供用開始されることに伴いまして、本町の下水道の管理及び使用についての所要の規定を整備いたしたく提案を申し上げるものでございます。

内容については、全員協議会の中で御説明申し上げたとおりでございます。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

次に、条例の内容の補足説明をさせていただきます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上であります。

○議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

9番伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

○9番（伊藤 裕君） ただいま細かく条例について御説明いただきました。

それで、全協でもちょっとお尋ねしたんですが、加入金が集落排水事業、町営の公共下水と同じ扱いだと思っております。農業集落排水のほうの加入金が25万ということで、それで、今度、流域下水、公共下水のほうが平均15万の加入金だと、これも面積で割り出しているみたいなんですが、同じような計算方式だと思っております。それから、ちょっと全協ではまだ頭回らなかったんで、その後料金も私なりに計算をしてみました。料金のほうも、今度の流域下水のほうが大分安いと、そういうことになっております。つきましては、町もまだ集落排水の事業の推進も行っていると、将来的に幾つか計画もあるということであります。

もちろん今までの、今回今までより安い設定ができた、それはそれで決して反対するものではありません。ただ、現在行っている集落排水のほうと大分値段が違うと。またその上に今度は集落排水事業の推進に当たって、これは大変な障害になるんじゃないかと、そう思いますが、御答弁をよろしくお願いします。

○議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 今、質問が2つあったと思いますが、受益者負担金の関係、加入金と申されておりましたが、受益者負担金につきましては、次の第46号で上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例という形で提案をさせていただき、御審議をいただくということでございますので、その部分についての説明は省かせていただきます。

当然今、公共下水道と、それから集落排水事業と2つの事業が行われているわけでありまして、けれども、基本的に事業がおのおの違うわけでありまして、それに対する加入者負担金等々につきましても、使用料につきましても、やはりその事業の工事費の工事の内容等々によって、そのおのおの負担金、使用料等々も変わってくるということでございます。

また、基本的にやはり小さい事業のほうはどうしても経費がかさむことでありまして、やはり大きくなることによって、経費の節減を図られるわけでありまして、そういう意味での公共下水道的な意義というものはあるんだろうなというふうに思うわけでありまして、基本的な考え方についてはやはり同じような考え方、受益者負担金につきましても、負担する率につきましてもは大体同じような考え方等々で行っているわけでありまして、なおかつこの使用料の料金についても、全協の中でも説明をさせていただきましたが、当面推進する中で、本庄市と同等の額で行いたいということでお話をさせていただき、御理解いただいたところであります。

以上であります。

○議長（根岸 晃君） 9番伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

○9番（伊藤 裕君） 今回の加入金にしても、使用料にしても本庄市に合わせるということ

で、基本的に私はそのところをどうのこうの、それを安くしろとかという話ではなくて、その集落排水も公共下水も要するに町の管理の公共下水道であると、その中で料金の差が出るのはいかなものかと、そういう気がいたします。

それで、私なりに計算してみましたが、集落排水の4人用で、町のほうの事務方でも参考までに出してくれたのが、平均が4人用ということで3,780円と、それで、流域下水のほうが、町のほうで示した基準の中で計算しますと大体3,049円ということで、2割でもないけれども約2割くらい違うと、計算方式が間違っているかもしれないですけども、大体これと水道の使用料と、水道の使用料に準ずるということで10立方超え30立方までですから、その中で平均を出して計算させてもらいました。2割くらい違うということでもありますので、それは是正をしなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） これは、先ほど何回か申し上げているとおり、おのあの事業が違いうわけでございます、その事業にかかった経費、それが基準として計算をされて、先ほど申し上げましたとおり算出されてくるわけでございますので、それらのところがやはり集落排水と公共下水道では違うんだということをひとつ御理解いただきたい。これは一上里町だけではございませんで、この全国どこでもそういうような状況は発生をいたしているということでございます。

それから、使用料でございますけれども、これは使用する量が平均何立方であるかということのとらえ方で多少の差があるんだろうと思いますけれども、大まかこの町の中の計算でいくと3,200～3,300円ということで、使用料については余り大きな差はないのではないかなというふうに思っているところでございまして、これは使用料によって各家庭で大変差があるということとはひとつ御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（根岸 晃君） 9番伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

○9番（伊藤 裕君） 何回も言いますが、今回のこの提案に対して反対ということではなくて、町で行政を行っていく上で、同じ下水事業だということで格差があるのはいかなものかと思っておりますので、そこはよろしく御判断を願って、いい方向に住民の理解が得られるような形で、ぜひ行政のほうも行っていきたいと思っております。

○議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 町としての考え方はそういう考え方でありませけれども、それを利用されている個々の方におかれましては、伊藤議員の言われるようなことが当然あるというふうな理解はしております。それらのことを踏まえまして検討させていただきますけれども、基本的には事業が違うことをひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございませんか。

13番桜井議員。

〔 13番 桜井 正君発言 〕

○13番（桜井 正君） 13番の桜井です。

加入率をどのくらいに見込んでいるのかなということと、ここに使用料を提案されておりますけれども、使用料を幾ら提案してもらっても、加入してもらえないことには使用料を徴収できないわけなんで、加入率をどのくらいに見込んでおられるのか、また、本庄市はもう既に25年くらいですか、やっていますけれども、どのくらいの加入になっておられるのか、その加入の促進についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、今多くの家庭で合併浄化槽を利用していると思うんですけれども、人によっては合併浄化槽を今使っているから加入しなくても困らないよという人がいるかもしれませんけれども、しかし、その合併浄化槽を使っている人でも維持管理、使用料はそれなりに負担していると思うんですけれども、やっぱり町がこの公共下水、環境浄化、そういうことを町の責任でやっていくんだということで、その促進についての位置づけと、促進のために町はどのような努力をしていくのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（根岸 晃君） 副町長。

〔 副町長 山下精治君発言 〕

○副町長（山下精治君） 加入が一番の問題でございまして、これは一上里町だけでなく本庄市も相当苦労したという話は聞いてございます。しかも、また、今、先ほどお話がございましたとおり、合併浄化槽が各家庭で設けられたわけでありまして、当面それに対する支障がないわけであります。そういう意味で、大変苦慮はするところでございますけれども、ただ、管理費を見てみますと、合併浄化槽をしている場合には、民間の方に管理を委任をされて、それから法定管理を委任するという2つの制度があるわけでありませけれども、それらの費用を考えていろいろ考えていきますと、公共下水に加入したほうが実質的にいいのかなというふうに思います。

しかしながら、加入するには負担金、それから、施設から管渠まで持っていく費用等々があるわけでありませるので、これらを十分住民の方々に説明しながら、町ができることを対応していきながら、加入促進を図っていきたいというふうに考えておるところでございまして、ただ、

今この段階で何%というふうなことは、まだ今言うことは少し無理なのかな、最大限の努力をして、なるべく加入率を上げていくという努力を図っていくことだろうというふうに思っております。

○議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 上里町下水道条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 町長提出議案第 4 6 号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例について

○議長（根岸 晃君） 日程第11、町長提出議案第46号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第46号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例についての提案理由の説明を申し上げたいと思います。

下水道事業認可区域の整備が今年度末までに完了され、平成22年4月から供用開始となるわけであります。事業の利益を受ける汚水排水設備を公共下水道に接続する世帯の方々に対しまして、管渠築造工事等下水道建設整備費用の一部を負担していただくため所要の規定を整備をいたしたく、本案を提案するものであります。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、内容につきましては、全員協議会の中で御説明を申し上げたとおりでございます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、条例の内容について補足説明をさせていただきたいと思います。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説明〕

以上が説明であります。

○議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

○13番（桜井 正君） 受益者の負担金についての条例の提案があったわけですが、来年、平成22年4月1日以降、町のほうから使用する者に対して申請という形でされると思うんですが、利用者が申請をすると、その接続する工事は、これは町の許可を得て申請者がするものなのか、負担金とその接続するものは全く別個のものかどうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 先ほどの使用料の関係のところでは条例説明をさせていただきましたが、基本的に指定工事店ができるわけですので、指定工事店によって工事をしていただくということが原則でございます。負担金は、それとは別に町のほうに申請があった時点で、先ほど申し上げましたとおり、納付書を送付させていただいて納付をしていただくと、分割も可能であるということでございます。

○議長（根岸 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第46号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 町長提出議案第 47 号 平成 21 年度上里町一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（根岸 晃君） 日程第12、町長提出議案第47号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

○副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第47号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成21年度上里町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,792万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億8,598万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入の14款の国庫支出金については、教育費国庫補助金によるものであります。

18款の繰入金につきましては基金からの繰入金で、今年3月の補正予算により、地域活性化・生活対策として、教育施設整備基金として積み立てました1,500万円を取り崩しまして、繰り入れをいたしましたものであります。

19の繰越金につきましては、前年度繰越金の一部を投入したものであります。

次に、歳出でありますけれども、2款の総務費から9款の教育費まででございます。総務費につきましては、総務管理費の委託料、民生費は社会福祉費の備品購入費と児童福祉費の委託料であります。それから、教育費の小学校費、中学校費は、歳入の項目でも説明を申し上げましたが、地域活性化・生活対策として、積み立てた教育施設整備基金を取り崩しをいたしまして、教育施設整備工事や委託料での支出でございます。また、社会教育費につきましては、補助事業による遺跡保存事業でございます。

歳入合計、歳出合計とも予算現額に対しまして1,792万9,000円を追加いたしまして、67億8,598万1,000円とするものであります。

以上が一般会計補正予算の提案理由の説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

次に、補足説明をさせていただきます。

〔以下、上程中の議案について 副町長 山下精治君補足説

明〕

以上であります。

○議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第47号 平成21年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（根岸 晃君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時56分散会